局・区と改革ＰＴの議論資料

局・部名	ゆとりとみどり振興局スポーツ部
担当課名	生涯スポーツ担当

項目名	【整理番号２１４】　スポーツセンター管理事業
局・区の考え方	〔試案〕 １　見直しの考え方 ・全市一律で実施するような事業ではなく、区役所が地域の実情に合わせて、実施することを基本とし、新しい基礎自治体単位で統合整理する。 ２　見直し内容・留意事項 ・区へ事業移管し、新しい基礎自治体単位に１館を基準として統合 ７６７百万円×９／２４≒２８８百万円 ・共用廃止後の施設については、民営化（賃貸・売却）を検討 〔局・区の考え方〕 ・スポーツセンターは利用率が非常に高く、削減によりスポーツする場が少なくなり、結果スポーツの機会が奪われることになるとすれば、スポーツ基本法の趣旨(第 12 条では、自治体としてスポーツ施設整備や障害者等の利便性向上への取組み強化が求められている)に反することになるのではと危惧するが、「１　見直しの考え方」自体に反対するものではない。 ・しかし、この試案では、「区役所が地域の実情に合わせて実施することを基本とし、新しい基礎自治単位で統合整理する」とある一方で、特別区移行前の 26 年度には削減されていることとなっている。また、配分財源においても１館分ということになっている。 ・これでは、地域(区)におけるサービスレベルと負担との関係という点で、区の施策全体の中でのスポーツ施設の在り方や区の独自性といった点に関する当該住民による議論・選択を経ないまま、施設の削減を一律に行ってしまう(縛ってしまう)ことにならないか。 ・また、人口 30 万人程度の特別区に移管するというのに、他都市比較として４大市のサービスレベルとの比較だけでよいのかという思いはある。 (実務的な疑問・課題について) ・26 年度から削減を行うとなれば、25 年度当初には存続する施設が確定していなければならない（指定管理者選定手続き＝募集・選定・市会議決には半年以上は必要）が、区割り「案提示」～具体的な存廃議論終了が時間的に間に合うのか？ ・試案どおり 26 年度からの削減となると、24 年度期間終了の施設群については 25 年度１年間の新規指定となるが、１年間の公募募集は割高になる可能性がある。また、非公募が不可とすれば、特に早急に公募選定手続き(全体で 8～9 カ月程度必要)に入る必要があるが、試案の確定はいつなのか？ ・だれが、どのようなプロセスで廃止施設を決定するのか？
参考データ等	

局・区と改革ＰＴの議論資料

局・部名	ゆとりとみどり振興局スポーツ部
担当課名	生涯スポーツ担当

項目名	【整理番号２１６】　プール管理事業
局･区の考え方	〔試案〕 １　見直しの考え方 ・全市一律で実施するような事業ではなく、区役所が地域の実情に合わせて、実施することを基本とし、新しい基礎自治体単位で統合整理する。 ２　見直し内容・留意事項 ・区へ事業移管し、新しい基礎自治体単位に１館を基準として統合 ２，０５７百万円×９／２４≒７７１百万円 ・共用廃止後の施設については、民営化（賃貸・売却）を検討 〔局・区の考え方〕 ・削減によりスポーツする場が少なくなり、結果スポーツの機会が奪われることになるとすれば、スポーツ基本法の趣旨(第 12 条では、自治体としてスポーツ施設整備や障害者等の利便性向上への取組み強化が求められている)に反することになるのではと危惧するが、「１　見直しの考え方」自体に反対するものではない。 ・しかし、この試案では、「区役所が地域の実情に合わせて実施することを基本とし、新しい基礎自治単位で統合整理する」とある一方で、特別区移行前の 26 年度には削減されていることとなっている。また、配分財源においても１館分ということになっている。 ・これでは、地域(区)におけるサービスレベルと負担との関係という点で、区の施策全体の中でのスポーツ施設の在り方や区の独自性といった点に関する当該住民による議論・選択を経ないまま、施設の削減を一律に行ってしまう(縛ってしまう)ことにならないか。 ・また、人口 30 万人程度の特別区に移管するというのに、他都市比較として４大市のサービスレベルとの比較だけでよいのかという思いはある。 （実務的な疑問・課題について） ・26 年度から削減を行うとなれば、25 年度当初には存続する施設が確定していなければならない（指定管理者選定手続き＝募集・選定・市会議決には半年以上は必要）が、区割り「案提示」～具体的な存廃議論終了が時間的に間に合うのか？ ・試案どおり 26 年度からの削減となると、24 年度期間終了の施設群については 25 年度１年間の新規指定となるが、１年間の公募募集は割高になる可能性がある。また、非公募が不可とすれば、特に早急に公募選定手続き(全体で 8～9 カ月程度必要)に入る必要があるが、試案の確定はいつなのか？ ・だれが、どのようなプロセスで廃止施設を決定するのか？
参考データ等	